お手続き方法については本会または借入申込を行った市町村社会福祉協議会までご連絡ください。

市町村名	電 話 番 号	市町村名	電 話 番 号	市町村名	電 話 番 号
福島市	024-533-3341	白河市	0248-22-1159	昭和村	0241-57-2655
二本松市	0243-23-7867	西郷村	0248-25-5454	会津美里町	0242-54-2940
伊達市	024-576-4050	泉崎村	0248-54-1555	下郷町	0241-69-5111
本宮市	0243-24-7780	中島村	0248-52-3400	檜枝岐村	0241-75-2382
桑折町	024-582-1155	矢吹町	0248-44-5210	只見町	0241-84-7006
国見町	024-585-3403	棚倉町	0247-33-2623	南会津町	0241-62-4169
川俣町	024-565-3761	矢祭町	0247-34-1050	相馬市	0244-36-2015
大玉村	0243-68-2100	塙町	0247-43-2154	南相馬市	0244-24-3415
郡山市	024-932-5311	鮫川村	0247-49-3600	広野町	0240-27-2789
須賀川市	0248-88-8211	会津若松市	0242-28-4030	楢葉町	0240-25-4157
田村市	0247-68-3434	喜多方市	0241-23-3231	富岡町	0240-22-5522
鏡石町	0248-62-6428	北塩原村	0241-28-3757	川内村	0240-38-3802
天栄村	0248-82-2826	西会津町	0241-45-4259	大熊町	0240-23-5171
石川町	0247-26-3793	磐梯町	0242-73-3022	双葉町（いわき市）	0246-84-6725
玉川村	0247-57-4410	猪苗代町	0242-62-5168	浪江町	0240-34-4685
平田村	0247-55-3500	会津坂下町	0242-83-1368	葛尾村	0240-29-2020
浅川町	0247-36-3163	湯川村	0241-27-8890	新地町	0244-62-4213
古殿町	0247-53-4394	柳津町	0241-42-3418	飯舘村	0244-42-1021
三春町	0247-62-8586	三島町	0241-52-3344	いわき市	0246-23-3320
小野町	0247-72-6866	金山町	0241-55-3336		

（令和８年６月現在）

返済に滞りのある方に対し、生活状況を確認するため、貸付時に対応した市町村社会福祉協議会から、ご連絡（電話や訪問等）する場合がございます。

コロナ特例貸付に関する大切なご案内

かならず裏面を確認し、あてはまる場合はお手続きください。

社会福祉法人福島県社会福祉協議会　生活支援室
電話　024-523-1250（平日：午前９時～午後５時まで）
※土、日、祝日、年末年始を除く

1.返済免除について

コロナ特例貸付について、国が定めた以下いずれかの要件にあてはまる場合、借りたお金の全額または一部が免除となる場合があります。

該当される場合は　本会　または　借入申込を行った市町村社会福祉協議会（裏面参照）にご連絡ください。免除が該当する場合については、免除申請書をお送りいたしますので、必要書類を添付し福島県社会福祉協議会　生活支援室へご提出ください。

なお、すでにお手続きがお済みの場合、ご連絡は不要です。

	免除要件	免除申請に必要な書類
1	令和４年度～令和８年度で「借りた人」と「借りた人の世帯主」の両方の**住民税が非課税**（所得割・均等割ともに０円） ※１　現在、借りたときと世帯主が変更になっている場合は「借りた人」の住民税が非課税であれば申請が可能です。 ※２　課税状況についてはその年度の１月１日に住民票があった市区町村役場にてご確認ください。 ※３　令和４年度の課税証明書が取得できるのは令和９年の５月～６月頃までのため、該当される方は早急にお手続きください。詳しくは市町村役場にお問い合わせください。	(1)当該年度の課税証明書(原本) 「借りた人」と「借りた人の世帯主」同年度が非課税のもの (2)住民票(原本) ①世帯主と続柄記載のもの ②免除申請をする日(免除申請記入日)から３か月以内のもの ※(1)と(2)の両方必要
2	借りた人が**生活保護を受給**している ※借入前からの生活保護受給者は除く	生活保護受給証明書(原本)
3	借りた人が**精神障害者保健福祉手帳(１級)**の交付を受けている	精神障害者保健福祉手帳(１級)のコピー
4	借りた人が**身体障害者手帳(１級または２級)**の交付を受けている	身体障害者手帳(１級または２級)のコピー
5	借りた人が**療育手帳(A)**の交付を受けている	療育手帳(A)のコピー
6	借りた人が亡くなっている	死亡診断書のコピー または　戸籍謄本(原本)

返済免除についての留意事項

（1）上記の必要書類すべてを本会に郵送でご提出ください。

（2）免除の可否は審査により決定します。申請から決定までは 2 か月程かかるため、結果の通知が届くまでお待ちください。

審査や結果についての電話でのお問い合わせにはお答えできません。

（3）返済免除となる金額のうち、すでに返済された金額については返金することはできません。

（4）返済免除となる金額については、「償還免除承認通知書」に記載されますのでご確認ください。

2.返済猶予について

国が定めた以下いずれかの要件に該当する場合、返済を１年遅らせる返済猶予の申請をすることができます。返済猶予を希望される場合には　本会　または　借入申込を行った市町村社会福祉協議会へご連絡ください。なお、猶予の可否は審査により決定します。

※最終返済期日を過ぎている場合は返済猶予ができません。

（１）	借りた人が地震や火災等に被災した場合（令和２年３月以降）
（２）	借りた人が病気療養中の場合
（３）	借りた人が失業または離職中の場合
（４）	借りた人が奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合

（１）～（４）に該当しない方で、

（５）	借りた人や借りた人の世帯員が ・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない （世帯の直近３か月の収入が住民税非課税相当であること） ・ＤＶ等の被害を受けて避難している　など やむを得ない事由により、償還が難しい場合に別紙チラシの自立相談支援機関への相談が必要となります。自立相談支援機関の支援を受けることに同意いただけない場合は（５）での申請はできません。

3.返済方法について

返済方法は払込取扱票（コンビニ払い）または口座振替のいずれかとなります。現在の返済方法から他の方法に変更を希望される場合は本会へご連絡ください。

※返済にかかる手数料は借りた人のご負担となります。

ご返済方法			１件あたりの手数料
払込取扱票（コンビニ払い）	返済金額１万円未満		110 円
	返済金額１万円以上５万円未満		220 円
口座振替（自動引落）	東邦銀行（毎月 26 日引落）	記載の金融機関以外はお取り扱いできません。 引落し日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。	55 円
	ゆうちょ銀行(毎月 25 日引落)		10 円
	県内に本店がある金融機関（東北労働金庫のみ県内支店も可）（毎月 15 日引落）		88 円